

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## はじめに・・・申請は必要ですか？

【申請不要の方】※公務員は除く。

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者（養育する高校生分も申請不要）
- ②令和3年9月から11月までに生まれた新生児の保護者

【申請が必要な方】

- ①高校生のみを養育する保護者
- ②所属庁から児童手当を受給している公務員
- ③令和3年12月から令和4年3月までに生まれた新生児の保護者等



※保護者の所得が児童手当（本則給付）の所得制限を超える場合は、給付金の対象になりません。裏面を参照してください。

## 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児童
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）  
※結婚している方は対象外です。
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

## 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

大和郡山市は、子育て世帯への臨時特別給付の全額を現金一括で支給します。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

【申請不要の方】には、12月24日に支給します。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①児童手当（本則給付）の受給者

令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

- ②支給申請を行った支給対象者

申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002
5人	812.0	1040

1. 所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に当該70才以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円(70才以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族のときは44万円)を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※総所得金額から一律8万円を控除します。また、総所得金額に「給与所得」もしくは「公的年金収入」を含む場合は、10万円を控除します。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、児童手当法附則に基づく特例給付となり、子育て世帯への臨時特別給付の対象になりません。

## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給された引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点（転入日が基準になります）での住所地市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、大和郡山市で子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。



## お問い合わせは

内閣府 コールセンター

電話：0120（526）145

大和郡山市役所 子育て支援課 児童福祉係

電話：0743（53）1542

「子育て世帯への臨時特別給付」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大和郡山市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに大和郡山市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。